

中期目標	中期計画	平成17年度計画	分野	平成17年度実績	能受の別受	評価	コメント
<p>C.適合性評価分野 安全の確保や経済取引の適正化・円滑化に資するため、計測結果等の信頼性確保と相互受入れの促進を目指して、試験事業者、校正事業者、分析事業者等の能力の認定を国際規格・指針に基づいて行うとともに、計量標準物質の維持・管理を行う。また、経済産業省に係る法令等に基づく審査、検査、検定を行う。</p> <p>1.工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務(JNLA) (1)工業標準化法に基づく試験事業者の登録関係業務を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。 また、JNLA制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査を行う。</p> <p>(2)国際貿易の技術的障害である二重の検査等の排除を目的にワンストップ・テストングを実現するため、アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)との相互承認(MRA)の維持 国際試験所認定協力機構(ILAC)のMRAの維持 APLAC及びILACに係る人的貢献等を行う。</p>	<p>C.適合性評価分野</p> <p>1.工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務(JNLA) (1)試験事業者の登録を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の登録申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し、公表する。 また、登録制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び登録処理の効率化を図る。</p> <p>(2)審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。</p> <p>(3)工業標準化法の遵守状況を確認するため必要に応じて同法に基づく立入検査を実施するとともに、APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)及びILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認(MRA)の条件を維持するため、希望する登録試験事業者に対して、最新の認定基準であるJIS Q 17025を用いて定期的に検査を行う。 また、技能試験を定期的実施することにより登録試験事業者の試験技術能力を確認する。</p> <p>(4)APLAC及びILACに係る人的貢献を図るため、総会及び関連委員会への参加等を行う。</p>	<p>C.適合性評価分野</p> <p>1.工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務(JNLA) (1)試験事業者の登録を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の登録申請を一層容易にするため、既に公表している登録区分及び共通分野に係る不確かさガイダンス文書の見直しを行い、改訂が必要な場合には更新し、公表する。 また、登録制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び登録処理の効率化を図るとともに、登録制度を普及するための広報を行う。</p> <p>(2)審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。</p> <p>(3)工業標準化法の遵守状況を確認するため、必要に応じて同法に基づく立入検査を実施する。 APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)及びILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認(MRA)の条件を満たした運営を引き続き行うとともに、希望する登録試験事業者に対して認定国際基準を用いて定期的に検査を行う。 相互承認維持に必要な土木・建築関係、電気関係、繊維関係、化学品関係/給水・燃焼機器関係及び鉄鋼・非鉄金属関係の各技能試験を計画し実施する。技能試験を効率的に実施するため、これらの各技能試験を含めて、外部の機関等が実施する技能試験プログラムが活用できる場合には、当該技能試験プログラムを承認し、活用する。 技能試験の実施に際し、韓国産業資源部、APLAC等から要請があった場合には、国外の試験事業者の参加を含め技能試験を実施する。</p> <p>(4)ILACについては、総会に参加するとともに、認定政策委員会、MRA評議会、技術的認定事項委員会の各委員会に委員として参加する。</p>	適	<p>C.適合性評価分野</p> <p>1.工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務(JNLA)及び2.計量法に基づく校正事業者認定関係業務(JCSS)</p> <p>(1) JNLA ・申請受け付け： 17年度 83件(うち、既認定事業者の登録申請55件、新規事業者28件)</p> <p>16年度 26件 15年度 9件 14年度 6件 13年度 15件</p> <p>・評定委員会開催： 17年度 7回 16年度 7回 15年度 6回 14年度 6回 13年度 6回</p> <p>・登録件数： 17年度 51件(うち17年度申請分34件、16年度申請分17件)</p> <p>16年度 16件 15年度 3件 14年度 10件 13年度 18件</p> <p>・60日を超える評定委員会での審議待ち件数： 17年度 60件中0件 16年度 10件中0件 15年度 3件中0件 14年度 10件中0件 13年度 18件中2件</p> <p>・登録申請から通知までの期間 17年度に処理した案件には、標準処理期間(150日)を超えたものはない。また、登録申請から登録通知までの期間が1年を超えたものもない。</p> <p>・不確かさガイダンス文書等 JNLA抗菌性試験に係る技術情報の改訂及び抗菌性試験(JIS Z 2801 5.2及びJIS L 1902 10.)について、新規にJNLA不確かさ見積り用のガイドを制定・公表し、申請者の利便性の向上を図った。</p> <p>・新JNLA制度施行のためのインフラ整備 JIS規格の改正、区分追加の要望等に対応するため、技術委員会及び技術分科会を開催(合計10回)し、公表している登録区分のすべてについて見直しを行い、見直しの結果を経済省に報告した。 見直し結果は、平成17年10月17日の登録区分改正の告示に反映され、登録区分は制度発足時の482区分から現在509区分に拡大されている。なお、登録区分の見直し作業は引き続き行い、経済省の登録区分告示改正作業を支援する。</p> <p>・普及活動 JNLA制度の普及及び登録試験事業者への広報ツール提供のため、リーフレットを3種類作成し、展示会等で配布するとともにホームページで公開した。また、外部機関からの要請に基づき、新JIS制度及び新JNLA制度の解説セミナーに講師を派遣した。</p>	動型	<ul style="list-style-type: none"> <li>JNLA(JIS法に基づく試験事業者認定制度)は、制度改正による大幅な範囲拡大により、登録審査件数が前年度の3倍(83件)に対して、審査員の増強を図り、内外の審査員の有効活用を行い、大幅な申請の増大に対する確かつ迅速に対応したのは、高く評価できる。</li> <li>JCSS(計量法に基づく校正事業者認定制度)は、登録件数は54件と今期最大の登録、加えて審査登録と同じ審査業務量である定期検査を51件実施に対して、外部審査員の効率的活用、全事業者との新制度への移行更新審査の審査工程の綿密な調整により、的確に実施したことは、高く評価できる。</li> <li>NITEは試験所・校正機関認定機関のアジア太平洋地域機関であるAPLACで、理事、技術委員会委員長、MRA文書化委員会の委員長を務めた。ILACでは、MRA経済効果WG議長、校正等検討WG議長を務めた。加えて、MRA国際査察チームへAPLAC加盟国最大の評価委員を派遣、APLAC技能試験の15%を提供する等、最大の国際貢献をしているのは、高く評価できる。</li> <li>広報について戦略的広報を展開した結果、これら認定制度の認知度、信頼度が向上し、制度の普及に繋がっていることは、評価できる。</li> <li>受動的業務の枠を超える努力により、今後の業務を効率的に行えるようになった。</li> <li>改正工業標準化法が施行されJNLAの範囲が著しく拡がり、新規技術分野が格段に増えた。それに伴って申請件数も前年度の3倍にも達したが、従来から進めてきた改正準備およびNITE内外の人材を駆使して問題なく対応した。JCSSも改正計量法が施行され、同じく前年度より大幅に申請件数が増加したが、円滑な対応が行われた。2件の法改正について円滑に施行したこと、さらにMLAPの3年次更新審査も加えて、過去最大の業務量ピークを問題なく対応したことを高く評価。</li> </ul>	

	<p>(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。</p> <p>(6) JNL A制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査を行う。</p>	<p>また、APLACについては、総会に参加するとともに、理事会、MRA評議会、技術委員会等の委員会に委員として参加する。さらに、APLAC及びILACのMRA評価が実施される場合には、職員をMRA評価員として派遣する。</p> <p>(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。このため、同連絡会において、技能試験、審査員研修、試験所認定セミナー等における相互協力、ILAC、APLACの対応に関する調整の可能性を検討する。</p> <p>(6) JNL A制度を通じた我が国の試験事業者認定制度の信頼性向上の観点から、以下の調査等を行い、その結果を技術文書及びホームページで公開するとともに試験事業者等を対象としたセミナー等で情報提供を行う。 引き続き抗菌性能の技能試験プログラムにおける均質な技能試験サンプルの開発・評価を行うとともに製造技術を確立する。 引き続き不確かさの見積もり事例の作成などに必要な技術的な調査を行うとともに技能試験試料の仕様を策定する。</p>	<p>・説明会 認定・登録制度に係る説明会を、JCSS、MLAPと共同で1月に開催した技術情報セミナーで実施。</p> <p>17年度 1回 16年度 1回 15年度 1回 14年度 1回 13年度 2回</p> <p>(参考資料C-1-(1)) (参考資料C-1・2-(1))</p>	
<p>2. 計量法に基づく校正事業者認定関係業務(JCSS)<sup>注</sup></p> <p>(1) 計量法に基づく校正事業者の認定関係業務を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。</p> <p>(2) 国際貿易の技術的障害である二重の検査等の排除を目的にワンストップ・テストングを実現するため、アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)の相互承認(MRA)の維持、国際試験所認定協力機構(ILAC)のMRAの維持、APLAC及びILACに係る人的貢献等を行う。</p> <p>注：上記の計量法に基づく校正事業者認定関係業務は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律(平成15年法律第76号)附則第1条第3号の規定に基づき、平成17年7月1日に登録制度に移行するため、同日以降上記の当該業務に係る記述中「認定」とあるのは「登録」と読み替えるものとする。</p>	<p>2. 計量法に基づく校正事業者認定<sup>注</sup>関係業務(JCSS)</p> <p>(1) 校正事業者の認定<sup>注</sup>を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、校正事業者の認定<sup>注</sup>申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し、公表する。 また、認定<sup>注</sup>制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定<sup>注</sup>処理の効率化を図る。</p>	<p>2. 計量法に基づく校正事業者認定関係業務(JCSS)</p> <p>(1) 校正事業者の認定<sup>注</sup>を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、認定<sup>注</sup>区分等の追加等があった場合は、必要に応じて校正事業者の認定<sup>注</sup>申請を一層容易にするためガイダンス文書を作成し、公表する。 また、認定<sup>注</sup>制度実施に係る説明会を開催する等、申請者の利便性及び認定<sup>注</sup>処理の効率化を図るとともに、認定<sup>注</sup>制度を普及するための広報を行う。</p>	<p>JCSS</p> <p>・申請受け付け： 17年度 63件 16年度 47件 15年度 37件 14年度 50件 13年度 35件</p> <p>・評定委員会開催： 17年度 6回 16年度 6回 15年度 6回 14年度 7回 13年度 6回</p> <p>・登録件数： 17年度 54件(うち17年度申請分25件、16年度申請分29件) 16年度 41件 15年度 37件 14年度 46件 13年度 21件</p> <p>注)登録件数には、平成17年6月末までの旧JCSS制度の認定件数を含む。</p> <p>・60日を超える評定委員会での審議待ち件数： 17年度 54件中 0件 16年度 41件中 1件 15年度 37件中 0件 14年度 46件中 0件 13年度 21件中 14件</p> <p>・登録申請から通知までの期間 17年度に処理した案件には、標準処理期間(150日)を超</p>	

えたものはなかった。また、登録申請から登録通知までの期間が1年を超えたものもない。

・技術委員会、技術分科会  
計量法改正に伴うJCSS制度の変更、横断的な基準文書の改正等に必要な技術事項を検討するため、技術委員会を2回開催した。

さらに各量において、既存文書の改正、技能試験運営等に必要となる技術事項を検討するため、技術分科会を合計36回開催した。また、標準供給体制が整備された粘度及び体積について2分科会を新たに設置し、必要な検討を開始した。

この他にも将来的にJCSSで立ち上げる可能性のある先端技術分野の量について、経済省知的基盤課、産総研及び産業界関係者との事前検討会合・打ち合わせに積極的に参加し、迅速な認定の立ち上げができるよう支援した。

・ガイダンス文書  
既存文書の必要な改正とともに、「トルク」、「平面度」、「一次元回折格子」、「座標測定機」、「液体体積計（メスシリンダー、フラスコ）」、「光減衰量」について技術的適用指針文書を新たに制定・公表し、「トルク」、「平面度」、「液体体積計（メスシリンダー、フラスコ）」について「不確かさの見積もりに関するガイド」文書を新たに制定・公表し、申請者の利便性向上を図った。

・説明会  
認定・登録制度に係る説明会を、JNLA、MLAPと共同で1月に開催した技術情報セミナーで実施。（再掲）

17年度	1回
16年度	1回
15年度	1回
14年度	1回
13年度	2回

・計量法改正に伴う説明会  
17年7月に施行された改正計量法による新JCSS制度の手続きについて、関係団体・工業会との共催説明会や工業会内部の勉強会での講演を5月に2回、6月に6回行い（延べ数百名が参加）新JCSS制度の普及に大きく貢献した。

・JCSSに係る普及・広報活動  
イ JCSS及び認定に係る周辺情報の普及・広報のため、2回の展示会（東京）計測標準フォーラム及び全国数箇所での各種講演会に講師を派遣し、JCSS制度等の紹介を行った。また、新規立上げ分野であるトルク、体積について説明会を行った他、運用変更のある分野についても説明会を実施した。

展示会については、特に11月の計測展2005TOKYOでは、JCSS・ASNITE校正事業者スタンプラリーを主催し、JCSSやASNITEの事業者が着実に増加していることをPRすべく横断的な広報活動を展開し、スタンプラリー参加者は225名と非常に好評であり、展示会参加の事業者内部においてもJCSSに対する教育・啓発に寄与した。

また、工業会等の普及委員会等に委員として3名が参加するとともに、様々なルートを活用して広く産業界にJCSS制度の意義・メリットについて積極的にアピールを行った。

特に、17年度より発足したNMIJ計測クラブにおいても、量別担当者が会合に参加し、計量標準供給やJCSSをめぐる情報収集、情報交換に努めた。

ロ JCSSの満足度調査や定期検査において、ISO 9000等の審査員の計測のトレーサビリティに対する理解不足についてのコメントが認定事業者から多く寄せられたため、産業界における活用を促すべく、昨年度に引き続きISO 9000等の審査登録機関・審査員研修機関向けにJCSSの説明会を2月に1回開催した。

ハ 広報支援ツールとしてJCSS校正証明書の意味を説明するクリアフォルダを作成し、展示会等で配布しPRする他、ホームページに認定センターが作成した各種広報ツールを掲載したページ「PRお役立ちBOX」を設置し、事業者の社内教育、顧客への制度説明等への活用等、事業者へのサービス向上を図った。

(2)審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。

(2)審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育訓練を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。(再掲)

(3)計量法の遵守状況を確認するため必要に応じて同法に基づく立入検査を実施するとともに、APLAC(アジア太平洋試験所認定

(3)計量法の遵守状況を確認するため、必要に応じて同法に基づく立入検査を実施する。APLAC(アジア太平洋試験所

た。  
(参考資料C-2-(1))  
(参考資料C-1・2-(1))

(2)JNLA、JCSS及びMLAPの各プログラム共同で審査員の増強を図るため次のとおり研修等を実施した。

・試験所・校正機関認定審査員研修

17年度 3回  
16年度 3回  
15年度 2回  
14年度 2回  
13年度 3回

・審査員新規登録数

17年度 15名(JNLA15名,JCSS13名(重複登録あり))  
16年度 JNLA 26名;JCSS 1名  
15年度 JNLA 10名;JCSS 13名  
14年度 JNLA 13名;JCSS 9名  
13年度 JNLA 18名;JCSS 13名

・審査員連絡会(審査員への最新情報の提供)

17年度 4回  
16年度 3回  
15年度 2回  
14年度 2回  
13年度 2回

・審査員研修(共通)

ISO/IEC Guide58からISO/IEC 17011への移行及びISO/IEC 17025の改正に伴い、審査員研修テキストの見直しを行い改正するとともに、「読むテキスト」から「見て理解し易いテキスト」へ刷新した。  
(参考資料C-1・2-(2))

・技術アドバイザーの登録

審査員研修受講者等から、新規にJNLA10名、JCSS2名の技術アドバイザーを登録した。

・JNLA技術研修

繊維担当審査員22名に技術研修を実施し、繊維関係のJIS規格改正に係る最新情報を周知した。また、抗菌性試験に係る技術研修を17名の化学系等の審査員に実施し、抗菌性試験に係る技術情報を提供し、申請件数の多い繊維分野及び抗菌分野の審査体制強化を図った。

更に、試験における測定の不確かさの評価を適切に実施するため、「IAJapan審査員のための不確かさ研修」を東京、名古屋、大阪で実施。従来の初級コースに加え中級コースを新設。主にJNLAに携わっている審査員78名が参加し、審査員の技術能力向上を図った。

・JCSS技術研修

JCSSでは、独自に産総研での長期研修修了者に対するフォローアップ研修として、「圧力」、「質量」、「温度」、「電気」を行った。また、審査員を対象とした校正技術研修として「体積・密度」、「ゲージ類」、「音響・振動」、「長さ・角度」についての研修を実施した。

17年度 フォローアップ研修 4回、技術研修 4回  
16年度 フォローアップ研修 4回、技術研修 4回  
15年度 フォローアップ研修 3回、技術研修 2回  
14年度 フォローアップ研修 3回、技術研修 2回  
13年度 フォローアップ研修 3回、技術研修 1回

(3)

法律に基づく立入検査は、JNLAで事務所移転に伴い2件実施した。

イ JNLA立入検査実績

協力機構)及びILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認(MRA)の条件を維持するため、希望する認定校正事業者<sup>注</sup>に対して、改正された最新の認定基準であるJIS Q 17025を用いて定期的に検査を行う。

また、技能試験を定期的実施することにより認定校正事業者<sup>注</sup>の校正技術能力を確認する。

認定協力機構)及びILAC(国際試験所認定協力機構)の相互承認(MRA)の条件を満たした運営を引き続き行うとともに、希望する認定事業者<sup>注</sup>に対して認定国際基準を用いて定期的に検査を行う。

また、長さ、電気等の各区分について、必要に応じて持ち回り比較等による技能試験を実施する。技能試験を効率的に実施するため、これらの各区分についての技能試験を含めて、外部の機関等が実施する技能試験プログラムが活用できる場合には、当該技能試験プログラムを承認し、活用する。

さらに、韓国産業資源部からの協力要請に基づき、同国産業資源部技術標準院との技能試験技術協力に係る協議を実施する。

17年度	JNLA	2件
16年度	JNLA	1件
15年度	JNLA	2件
14年度	JNLA	0件
13年度	JNLA	0件
□ JCSS立入検査実績		
17年度	JCSS	0件
16年度	JCSS	0件
15年度	JCSS	0件
14年度	JCSS	4件
13年度	JCSS	81件

昨年度発行された認定機関に対する新国際規格(ISO/IEC 17011)への適合のため、迅速にマネジメントシステムの見直しを行い、システム文書の改正、審査員への周知、内部監査、マネージメントレビューを実施した後、平成17年末に完全適合を確認しAPLACに報告した。

また、ILAC及びAPLACの相互承認を維持するため、相互承認を希望する認定事業者について、平成14年度から実施している定期検査を次のとおり実施した。

(参考資料C-1・2-(2))

#### イ JNLA定期検査実績

・申込み受付： 17年度 6件(既認定事業者の登録審査への移行により減少)  
16年度 48件  
15年度 54件  
14年度 53件

・継続通知件数： 17年度 9件(うち17年度実施分6件、16年度実施分3件)  
16年度 45件  
15年度 66件  
14年度 39件

・定期検査における事務処理期間  
17年度：最大64日、最小6日、平均37日  
16年度：最大69日、最小7日、平均32日  
15年度：最大97日、最小9日、平均39日  
14年度：最大60日、最小4日、平均25日

#### □ JCSS定期検査実績

・申込み受付： 17年度 51件(既認定事業者の登録審査への移行により減少)  
16年度 68件  
15年度 61件  
14年度 51件

・継続通知件数： 17年度 52件  
16年度 61件  
15年度 45件  
14年度 60件

・定期検査における事務処理期間：  
17年度：最大125日、最小30日、平均70日  
16年度：最大82日、最小4日、平均37日  
15年度：最大77日、最小1日、平均32日  
14年度：最大58日、最小2日、平均31日

認定事業者等の能力を確認するため、技能試験を次のとおり実施した。

#### イ JNLA

3分野3プログラム(土木・建築分野、化学品分野、給水・燃焼機器/化学品分野)の技能試験の実施を公表。参加試験所数が計画(9事業者以上)に満たなかったの技能試験を除く2プログラムを適正に実施中。なお、電気分野についてはMRA

維持に必要な対象事業者が1者のみであったため、測定監査<sup>注</sup>として技能試験を実施した。

また、外部機関等が実施する技能試験2プログラム(繊維分野：耐光・汗耐光堅ろう度試験他、土木・建築分野：コンクリート圧縮強度試験)について承認を行い、活用している。

技能試験：	17年度	技能試験 参加者数	3分野4プログラム 国内 115事業者 海外 なし
	16年度	技能試験 参加者数	4分野5プログラム 国内 112事業者 海外 14事業者
	15年度	技能試験 参加者数	7分野6プログラム 国内 135事業者 海外 36事業者
	14年度	技能試験 参加者数	7分野7プログラム 国内 170事業者 海外 57事業者
	13年度	技能試験 参加者数	7分野8プログラム 国内 185事業者 海外 3事業者

また、申請事業者に対して2件の測定監査(電気分野、抗菌分野)を実施した。

測定監査：	17年度	2件
	16年度	2件
	15年度	2件
	14年度	0件

注)測定監査とは、NITEと認定・登録申請事業者とがそれぞれ1対1で行う技能試験をいい、年度計画に基づき実施する技能試験を待っている迅速な認定・登録通知が困難である場合などに計画とは別に実施するものである。コスト面・効率面では不利であるが、JNL A及びJCS Sでは、申請事業者が希望する迅速な認定通知に応えるため、現行人員の範囲内で測定監査を実施する体制を整えている。

#### □ JCS S

持ち回りによる技能試験を4プログラム(電気2、温度1、圧力1)を開始した。また、外部機関等が実施する技能試験6プログラム(長さ2、電気4)について承認を行い、活用している。

また、APLAC主催の長さの技能試験にJCS S登録事業者から6事業所が参加し、KOLAS(韓国)主催の技能試験5プログラム(長さ、電気2、質量、温度)に27事業所が参加した。

技能試験：	17年度	技能試験 参加者数	10プログラム 93事業者
	16年度	技能試験 参加者数	9プログラム 35事業者
	15年度	技能試験 参加者数	10プログラム 83事業者
	14年度	技能試験 参加者数	3プログラム 50事業者
	13年度	技能試験 参加者数	8プログラム 64事業者

また、JCS Sについては、申請事業者に対して21件の測定監査を行った。

測定監査：	17年度	21件
	16年度	22件
	15年度	20件
	14年度	21件

(4)APLAC及びILACに係る人的貢献を図るため、総会及び

(4)ILACについては、総会に参加するとともに、MRA評議会、

(4)ILAC総会(ニュージーランド)及びAPLAC総会(タイ)に参加するとともに、4つの委員会等を日本に招致し、国際機関

関連委員会への参加等を行う。

技術的認定事項委員会の各委員会に委員として参加する。  
また、APLACについては、総会に参加するとともに、MRA評議会、技術委員会の各委員会に委員として参加する。  
さらに、APLAC及びILACのMRA評価が実施される場合には、MRA評価員を派遣する。(再掲)

への人的及び技術的貢献を積極的に行った。また、認定機関の二国間協力にも積極的に取り組んだ。

**ILAC**  
ILAC認定委員会を平成17年4月に日本で開催し、ホスト国として貢献。また、平成17年9月にニュージーランド(オークランド)で総会が開催され、MRA評議会、MRA委員会及び認定委員会に専門委員として参加した。  
当該委員会において積極的に発言し、その結果、多くの意見が反映された。例えば、試験所がILAC/MRAマークを宣伝媒体に使用することが可能となり、認定試験所の宣伝効果が高まった。また、MRAに係る評価レポートがメンバーに配布されるようになり、MRAの透明性が向上した。  
認定委員会においては、技術レベルの高さ及び積極的な国際貢献を背景に、認定センター職員が校正等検討WGの議長に選出された。

**APLAC**  
APLAC理事会、MRA評議会、MRA主任評価員研修を平成17年4月に日本で開催し、ホスト国として貢献。また、平成17年11月にタイ(チェンマイ)で総会が開催され、理事として理事会に参加するとともに、MRA評議会、技術委員会、技能試験委員会、教育訓練委員会及び広報委員会に専門委員として参加した。  
MRA評議会においては、MRAメンバーの新規加入・継続の審議を行うとともに、IAJapanがWG議長として行っているMRA文書の改訂に関する検討結果の報告等を行った。また、MRA評議会ではMRAの信頼性向上のため、他国認定機関のMRA評価報告に対して積極的に発言した。  
APLAC総会では役員選挙が行われ、今年任期切れとなる認定センター所長が理事として再選された(任期は2年)。  
技術委員会では認定センター職員が技術委員会委員長を務め、多くの技術的議題を取りまとめ、主導的役割を果たした。

**APLAC/MRA評価員の派遣**  
APLACからの要請により、評価チームメンバーとして4回(アメリカ、フィリピン、メキシコ、台湾)4名、評価チームリーダーとして1回(アメリカ)1名をMRA評価に派遣し、MRA評価の信頼性及び透明性の確保に貢献した。  
なお、APLACには17名の評価員等を登録している。

**APLAC技能試験の提供**  
APLACに2つの技能試験プログラム(ゲージブロックの校正に係る技能試験、熱伝導率の試験に係る技能試験)を提供し、MRA評価の信頼性の向上に努めるとともに技術的貢献を果たした。  
(参考資料C-1・2-(3))

**国際規格等作成への参画**  
国際標準化機関(ISO)等の適合性評価に関連する国際規格等作成委員会に委員として積極的に参加し、延べ14回14人をスイス、フランス、パナマ等に派遣した。  
なお、参加した委員会は次のとおり。  
・ISO適合性評価委員会(CASCO)のWG21  
(認証機関の認定に係る要求事項)  
・ISO適合性評価委員会(CASCO)のWG23  
(適合性評価機関に対する要求事項の共通的要素)  
・ISO/技術委員会(TC)176  
(マネージメントシステムの認証に係る要求事項)  
・国際度量衡局(BIPM)等合同委員会(JCGM)  
(国際計量基本用語)

**国際支援活動**  
独立行政法人国際協力機構(JICA)の実施する計量標準に係る国際協力プロジェクトであるタイ国家計量標準研究所(NIMT)技術移転プロジェクトにおいて、国際基準(ISO/IEC 17025)に適合する品質マネジメントシステム及び技術能力の構築に係る支援として、NIMTに短期専門家等を計2回3名

	<p>(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。</p> <p>注：上記の計量法に基づく校正事業者認定関係業務は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第76号）附則第1条第3号の規定に基づき、平成17年7月1日より登録制度に移行するため、同日より表題及び(1)中「認定」とあるのを「登録」と、(3)中「認定事業者」とあるのを「登録事業者」と、「認定校正事業者」とあるのを「登録校正事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。このため、同連絡会において、技能試験、審査員研修、技術情報セミナー等における相互協力、I L A C、A P L A Cの対応に関する調整の可能性を検討する。（再掲）</p> <p>注：上記の計量法に基づく校正事業者認定関係業務は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第76号）附則第1条第3号の規定に基づき、平成17年7月1日より登録制度に移行するため、同日より表題及び(1)中「認定」とあるのを「登録」と、(3)中「認定事業者」とあるのを「登録事業者」と読み替えるものとする。</p>	<p>派遣した。</p> <p>日韓計量計測標準定期協議に経済省知的基盤課、産総研N M I Jとともに参加し、協議を行った。また、韓国の認定機関K O L A Sと認定に係る技術協力に関するM o Uを締結した。これにより、技能試験に留まらず、認定運営に関する幅広い協力が可能となった。</p> <p>J I S C / W G 1（適合性評価部会）に設置されたJ I S 化W G（A, B, C）において国際標準化機構で制定された（制定予定の）国際規格、ガイドに係る翻訳J I S 作成のための会議に延べ14回28名を派遣し、翻訳作業に参加した。</p> <p>I S O / T C 6 9（統計的方法の応用）のS C 6の国内委員会に委員として延べ2回2名を派遣した。同T Cが作成したI S O / T S 2 1 7 4 8（計測の不確かさの推定における繰り返し性、再現性及び真度の推定値の使用の手引）のJ I S 原案作成委員会の委員として原案作成に貢献している。</p> <p>(5) 認定機関連絡会 認定機関連絡会を3回開催し、認定制度普及のための広報、技能試験の相互利用、審査員等への教育訓練の共催、国際貢献の相互支援等について意見交換を行った。 また、技術情報セミナーを共催し、本年度はI S O / I E C 1 7 0 2 5の改正と技能試験をトピックとし、技術情報を提供することにより、認定機関間の情報共有、申請者の利便性向上、審査員等の審査能力（評価技術）の向上を果たした。この他、I S O / I E C 1 7 0 2 5修正規格J I S 化W G（J I S C）からの要請に基づき、同規格翻訳案文の審議に認定機関連絡会が利害関係団体として参加し、3回の会議を開催して認定機関のコメントをまとめるなど、認定機関連絡会の事務局として意見とりまとめの中心的役割を担った。</p> <p>(6) J N L A及びJ C S Sに係る調査研究・アンケート調査等 J N L A制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために次の調査を行った。 イ 抗菌分野の技能試験については、平成15年度に開発した技能試験サンプルと異なるより均一性に優れているサンプルの開発を目指して適切な外部機関を選定し、16年度から2年間の委託を実施している。これまでサンプル開発委員会を3回、開発W Gを3回開催した。 ロ 新J N L A登録制度の新たな登録区分の中で、申請が多くあるものと予測される5分野<sup>注</sup>に係る試験について不確かさの要因の調査を計画し、専門の外部機関（6機関）に調査委託を行った。 注）5分野（土木・建築分野、鉄鋼・非鉄金属分野、化学品分野、繊維分野、医療・福祉・保安用品分野）</p> <p>J N L A及びJ C S Sの申請・認定事業者に対して審査・検査の満足度に係るアンケート調査を行い、その結果を審査員連絡会において審査員に周知し、審査レベルの均一化を図った他、さらにJ C S Sについては、計測標準フォーラムにおいて認定センターの制度改善の取り組み事例紹介として講演を行った。 アンケート回収率 J N L A 5 2 %（8 2 件中4 4 件回収） J C S S 7 4 %（1 0 3 件中7 6 件回収） なお、未回収事業者については17年度末に再調査を実施した。</p> <p>特にJ C S Sについては、次回の計量法大改正に向けた検討ワーキンググループに制度運用等の事業者からの要望を積極的に提言している。</p>		
<p>3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務 計量法に基づく特定の物質の計量に係る計量証明事業者の認</p>	<p>3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務 (1) 特定計量証明事業者（特定計量証明事業者）の認定は、J</p>	<p>3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務 (1) J C S S 及び J N L A の認定</p>	<p>適評 3. ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務 (1) 計量法に基づく特定計量証明事業者認定関係業務について、次のとおり実施した。</p>	<p>受動型</p>	<p>・17年度から制度最初の更新時期に入り、制度始まって以来最大の認定件数である89件（内86件は認定更新審査）を認定したこと、また、</p>

定関係業務を審査内容の国際的水準を維持しつつ迅速かつ効率的に実施する。さらに、必要に応じて特定計量証明事業者の品質システムの状況を確認するための調査を行う。

N L A及びJ C S Sの認定制度運営経験を活用しつつ国際的な認定手法を準用する。

手法を参考に策定したM L A P認定システムに基づき、特定計量証明事業者を行う者(特定計量証明事業者)の認定及び認定の更新を円滑に実施する。

(2)証明事業者の認定申請を容易にするためにガイダンス文書を作成し、公表する。  
また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。

(2)証明事業者の認定申請を一層容易にするため、既公表文書について適宜見直しを行う。  
また、必要に応じて認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図るとともに、認定制度を普及するための広報を行う。

(3)品質システムの審査は、J N L A及びJ C S Sの審査資格を有する職員を活用する。

(3)品質システムの審査にJ N L A及びJ C S Sの審査資格を有する職員を活用するとともに、審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、教育

・申請受付け： 17年度 100件(うち更新申請94件)  
16年度 14件  
15年度 19件  
14年度 121件

・認定委員会開催： 17年度 14回  
16年度 7回  
15年度 10回  
14年度 13回

・認定件数： 17年度 89件(うち更新件数86件、16年度申請分10件、17年度申請分79件、17年度申請分認定拒否1件、取下げ2件)  
16年度 8件  
15年度 25件  
14年度 88件

・認定申請から通知までの期間  
17年度に処理した認定案件のうち、7件について標準処理期間(100日)を超えた。  
これは、N I T E認定分に加え、日本適合性認定協会(J A B)で認定を受けていた事業者からの更新申請が集中することが予想されたため、その対策として事業者に早めに申請(有効期限の6ヶ月前から申請)をするように協力要請を行ってきたが、有効期限間際になって申請をしてきた事業者があったためである。有効期限が切れた事業者は一時的に業務を行うことが出来なくなってしまうため、事業者が不利益を被らないよう、現地審査日を早めに設定し、認定委員会の日程を調整するなどの対応をとり、有効期限内に認定を更新することが出来たが、このような事業者の対応を優先したため、余裕を持って申請してきた事業者の標準処理期間が100日を若干超えたケースが発生したためである。なお、この7件の事業者については有効期限内に更新を行っている。

(2)  
ダイオキシン類測定方法に係るJ I S規格(J I S K 0 3 1 1及びJ I S K 0 3 1 2)の改正(6月)について、迅速にホームページで認定事業者へ情報提供するとともに、改正された測定方法への適合について周知徹底を図った。

J I S規格の改正に伴い、サンプリングスパイクが行われていない持込試料等に係る質問が事業者から4件あり、迅速に回答するとともに、認定事業者及び申請者への情報提供としてQ & Aを作成し、ホームページに掲載した。

経済省で定める認定基準の改正(8月)及び運用解釈の見直しに伴い、ホームページで公表している「事前チェックリスト」及び「申請の手引き」について迅速に見直しを行い、変更点の解説を含めホームページに掲載し、申請者の利便性向上を図った。

経済省によりM L A P制度初の認定取消し処分がされたことを受け、認定事業者に対しその情報提供を行うとともに、制度の信頼性確保のため、認定事業者の品質管理システム及び技術の維持・向上に努めるよう要請を行った。

認定・登録制度に係る説明会を、J N L A、J C S Sと共同で1月に開催した技術情報セミナーで実施。(再掲)

化学センターと共同で分析展(8月)に初めて出展し、他のプログラムと共同で認定制度の普及・広報活動を行った。  
(参考資料C-3-(1))

(3)J N L A、J C S Sと共同で審査員の増強を図るため試験所・校正機関認定審査員研修を実施した。

・試験所・校正機関認定審査員研修(再掲)  
17年度 3回

他の認定機関のMLAP業務廃止に伴い、経済大臣から業務移管にも、審査員と専門家の効率的な活用により、効率的に対応し実施できたことは、高く評価できる。

・16年度に実施した技能試験の結果、他のはずれた値をだした約80事業者の原因分析、是正措置の内容を検証し、その結果必要な事業者に再測定を指示するなど制度全体の信頼性の確保に貢献したことは、高く評価できる。  
・認定取消処分につながる認定事業者への立入検査を経済産業省と共同で行うとともに、認定取消し処分がされたことを受けて、他の認定事業者に対して、制度信頼性確保のために品質管理システム、技術の維持・向上に努めるよう要請するなど、的確に業務を実施した。

・H17は初の更新審査を実施、大量申請に問題なく対応した。特に、技能試験で一部試験所の能力に疑義が生じたが、試験所が最終結果を出すにいたる測定・計算過程に立入って検証。細かい入念な検証を行い、適切な指導、厳格な対応を行ったことを評価

		<p>訓練を他の認定プログラムと共同で少なくとも年2回実施する。</p>		<p>16年度 3回 15年度 2回 14年度 2回 13年度 3回</p> <p>・審査員新規登録数 17年度 MLAP 3名 16年度 MLAP 5名 15年度 MLAP 3名 14年度 MLAP 24名 13年度 MLAP 35名</p> <p>・審査員連絡会（審査員への最新情報の提供）（再掲） 17年度 4回 16年度 3回 15年度 2回 14年度 2回 13年度 2回</p> <p>・技術アドバイザーの増強 17年度に極度に集中する認定更新審査を確実に進めるため、技術アドバイザーを増強する必要があり、候補者を対象とした説明会を2回実施（19名参加）。その後、技術アドバイザー研修を実施し、17名を新規に登録した。</p> <p>(4) 立入検査 本年度は経済産業大臣が行う立入検査への同行の指示が1件あり、適切に実施した。 17年度 1件 16年度 0件 15年度 0件 14年度 23件</p> <p>技能試験 昨年度の技能試験において結果が不十分であった79事業者からの原因分析、是正措置の報告内容の妥当性について、産総研の協力のもと検証を行った。このうち、是正措置の効果を確保するため6事業者に再測定を指示。この再測定も踏まえ、すべての事業者の是正措置の内容が適切と判断した。これらの是正措置の評価により、認定事業者の技術の維持・改善をバックアップし、MLAP制度全体の信頼性の確保に大きく貢献した。また、産総研と連携し、2回目の技能試験の実施について準備を開始した。</p> <p>フォローアップ調査 認定後の事業者が適切に計量管理を行っているか確認し、その信頼を確保するためにフォローアップ調査を2件計画。1件は事業廃止したため、1件を実施した。</p> <p>(5) MLAP制度の信頼性の向上及び制度運営の改善等を図るため、申請・認定事業者に対して、審査・調査の満足度にかかるアンケート調査を行った。その結果を審査員連絡会において周知し、審査レベルの均一化を図った。 アンケート回収率 79%（89件中70件回収） なお、未回収事業者については17年度内に再調査を実施した。</p> <p>(6) JABのMLAP業務撤退により、経済産業大臣より業務の移管を受け、適切に処理を行った。</p>		
<p>4. 標準物質関係業務</p> <p>(1)平成17年度までに告示される標準物質を調製するための基準物質（約150物質）について、適切に保管するとともに長期保存安定性を確認し</p>	<p>4. 標準物質関係業務</p> <p>(1)平成17年度までに告示される標準物質を調製するための基準物質（約150物質）について、各物質ごとに定めた保管条件で保管し、長期保存安定性の</p>	<p>4. 標準物質関係業務</p> <p>(1)既に機構が保有している標準物質を調製するための基準物質78物質（無機39物質、有機39物質）のほかに、新たに告示されるものについて適切に保管</p>	<p>化 学</p>	<p>4. 標準物質関係業務</p> <p>計量標準基盤の整備、国際関係業務、情報提供業務について、それぞれ次のとおり実施した。 (1)計量標準基盤の整備 標準物質を調製するための基準物質78物質を適切に保管するとともに、有機基準物質の38物質について長期保存安定性の確認を行った。なお、有機基準物質のすべての確認を終了した。</p>	<p>受 動 型</p>	<p>・78物質を保管するとともに、保管している有機基準物質全て（39物質）について長期保存安定性の確認を行う等の確に業務を実施していることは、評価できる。 ・国内標準物質データベース（RMinfo）に、環境分野においては海底</p>

て基準物質としての適格性を判断する。また、必要に応じて計量法第135条第1項による標準物質の値付けを行う。

確認周期を定め、測定を行う。

するとともに、有機基準物質について年1回長期保存安定性の確認を行う。

・保管する基準物質数<sup>注)</sup>

17年度 78物質(無機39物質、有機39物質)  
 16年度 78物質(無機39物質、有機39物質)  
 15年度 78物質(無機39物質、有機39物質)  
 14年度 73物質(無機39物質、有機34物質)  
 13年度 64物質(無機39物質、有機25物質)

・長期保存安定性確認

17年度 有機39物質  
 16年度 有機40物質  
 15年度 有機38物質  
 14年度 有機34物質  
 13年度 有機25物質

注：維持管理した物質種類数。

平成17年度までに告示された112件の標準物質に対応する基準物質数146物質に相当。

質標準物質、ばいじん標準物質、PCB標準物質、健康分野ではコレステロール標準物質等社会的ニーズの高い標準物質について登録を積極的に働きかける等能動的な登録業務を実施したこと及びデータベースについて、キーワード検索から全文検索ができるように改良し利用者の利便性が向上したことは、評価できる。

・COMARの運営の国内事務局として、国内標準物質の情報提供やCOMAR運営委員会及び中央事務局の対応を的確に行っていることは、評価できる。

(2) 基準物質を消費した場合又は保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合、基準物質を創製し値付けを行う。

(2) 保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合には、開発を行った独立行政法人産業技術総合研究所と協議を行い対応を図る。

(2) 上記(1)における長期保存安定性の確認において、3物質に経時変化の疑いが認められたが、開発を行った産総研と技術的検討を加えた結果、維持管理を継続することとなった。また、今年度末をもって、当該業務は、産総研に移管することとなっているため、業務引継ぎに必要な打合せ等を行った。

(3) 計量法135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた標準物質について値付けを行う。

(3) 計量法第135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた標準物質については、依頼に応じて値付けを行う。

(3) 今年度は、計量法第135条第2項に基づく経済産業大臣の公示によりNITEが校正機関とされる標準物質はなかった。

(2) 標準物質情報の中核機関として、標準物質情報を収集し内外に情報の提供を行う。

(4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に対する調査による迅速な情報の更新を行い、インターネット等により情報を提供する。

(4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に年3回の調査を行いデータベースの更新を行うほか、標準物質関連情報について情報収集に努めて内容の充実を図る。また、新たな情報の登録は、外部有識者からなる委員会の意見を踏まえて行う。

(4) 情報提供業務

標準物質総合情報システム(RMinfo)を適切に運用するとともに、標準物質に関する有識者で構成される標準物質情報関係委員会を2回開催(平成14~16年度は、各年3回開催、今年度から、本委員会のほかに登録小委員会を設置)し、国内で供給される標準物質をRMinfo及び国際標準物質データベース(COMAR)に登録すべきか否か、データ登録の要件について審議したほか、RMinfoのコンテンツ更新、アクセス数の変化などの運営に関する報告を事務局であるNITEから行った。

また、国内唯一の標準物質情報の提供機関として、標準物質の普及活動(展示会出展)を行ったほか、RMinfoにすでにデータを登録している機関等に対し、データの変更・追加の有無等について年3回の調査を行った。

また、標準物質の登録と検索の容易さを目的としてシステムの全面改修を実施した。

今年度は3機関の新規登録機関の登録を得るとともに、コレステロール標準物質等社会的ニーズの高い標準物質について、関係機関に働きかけ、新たにデータの登録を行った。

(参考資料：C-4-(1))

RMinfoトップページへのアクセス件数等は、次のとおり

・アクセス件数	17年度	日本語版	月平均	1,436件
		英語版		130件
	16年度	日本語版	月平均	1,829件
		英語版	月平均	93件
	15年度	日本語版	月平均	1,631件
		英語版	月平均	150件
	14年度	日本語版	月平均	1,660件
		英語版	月平均	140件

・コンテンツ更新	17年度	24件
	16年度	255件
	15年度	366件
	14年度	449件

<p>(3) COMAR<sup>注</sup>の運営の国内事務局としての役割を果たす。 注：COMARとは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。</p>	<p>(5) COMAR<sup>注</sup>の運営の国内事務局として、登録基準に適合した国内標準物質を中央事務局に申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。 注：COMARとは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。</p>	<p>(5) COMAR<sup>注</sup>の国内事務局として、COMARに登録されている日本の標準物質のデータ更新及び新たな標準物質の登録を行う。また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。 注：COMARとは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。</p>	<p>・データ更新（認証標準物質について、追加、更新、削除） 17年度 78件 16年度 49件 15年度 117件 14年度 641件</p> <p>・お問い合わせ窓口への回答数（全件回答） 17年度 17件 16年度 20件 15年度 40件 14年度 49件</p> <p>(5) 国際関係業務 10月にCOMAR運営について定めた新メモランダム(覚書)に調印したほか、新しくコーディングセンターになることを計画している韓国の国家標準機関に対し、COMARについての情報を提供し、協力を行うとともに、RMinfo及び日本の標準物質について紹介した。</p>		
<p>5. 製品安全4法<sup>注</sup>で規定された国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務 製品安全4法に係る国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査及び国内（外国）登録検査機関等に対する立入検査を的確に実施する。 注：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。（以下同じ。）</p>	<p>5. 製品安全4法<sup>注</sup>で規定された国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務 (1) 製品安全4法等に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかを調査してその結果を速やかに経済産業大臣に報告する。 (2) 製品安全4法等に基づく国内（外国）登録検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定を調査してその結果を速やかに報告する。 注：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。（以下同じ。）</p>	<p>5. 製品安全4法<sup>注</sup>で規定された国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務 (1) 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかを調査して、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。 (2) 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示があった場合には、国内（外国）登録検査機関等の業務の状況等を調査して、その結果を速やかに報告する。 注：製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。（以下同じ。）</p>	<p>適 5. 製品安全4法<sup>注</sup>で規定された国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務 評 (1) 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査は、経済産業大臣からの指示があった2件（外国）について実施し、その結果を速やかに報告した。 17年度 2件 16年度 4件 15年度 19件 14年度 0件 13年度 6件</p> <p>(2) 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。 17年度 0件 16年度 0件 15年度 0件 14年度 0件 13年度 0件</p>	<p>受 動 型</p>	<p>・製品安全4法で規定された適合性評価機関関係業務2件の調査（平成14年度0件、平成15年度19件、平成16年度4件）を的確に実施している。 ・工業標準化法（JNLAを除く）及び計量法（JCSSを除く）の立入検査（124件）を的確に実施している。 ・オーストラリア政府との口上書に基づく自動車の工場等への生産設備適合検査及び試験施設検査について昨年とほぼ同じ件数（15件）を的確に実施している。 ・工業標準法改正などで立入り検査業務などは減少。一方、新JISマーク制度の目玉ともいべき試買検査について運営委員会を立ち上げて適切に対応した。</p>
<p>6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に係る適合性評価機関認定等のための調査及び認定適合性評価機関等に対する立入検査を的確に実施する。 また、相互承認の実施可能性を検討するために必要な調査を行う。</p>	<p>6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 (1) 特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について実地調査を行い、その結果を速やかに報告する。 (2) 特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等を調査して、その</p>	<p>6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 (1) 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について実地調査を行い、その結果を速やかに報告する。 (2) 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って</p>	<p>適 6. 特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務 評 (1) 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。 17年度 0件 16年度 0件 15年度 0件 14年度 0件 13年度 0件</p> <p>(2) 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。 17年度 0件 16年度 0件</p>		

	<p>結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(3)相互承認の実施可能性を検討するために必要な海外の適合性評価制度や適合性評価機関等の能力に係る調査を行う。</p>	<p>認定適合性評価機関等の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(3)アジア太平洋地域の適合性評価機関及び認定機関の活動状況に関する資料収集を行うとともに、必要に応じて、これらのうちいくつかの機関を訪問し、情報交換を行うことによって更に詳細な関連情報を収集し、これら情報の検討・評価を行う。</p>	<table border="1"> <tr> <td>15年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>(3)海外適合性評価機関等実態調査業務は、9月27日から10月5日にかけてベトナム(4機関)、インド(6機関)の適合性評価機関等の現地調査を行い、報告書を作成し、関係機関に送付した。</p>	15年度	1件	14年度	0件	13年度	0件																									
15年度	1件																																	
14年度	0件																																	
13年度	0件																																	
<p>7.工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務 工業標準化法に係る認証機関の登録等のための調査及び登録認証機関に対する立入検査を的確に実施する。</p>	<p>7.工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務 (1)工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関の登録のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(2)工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関に対して、経済産業大臣の指示等に従って、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査及び試買検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p>	<p>7.工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務 (1)工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関の登録のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(2)工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関に対して、経済産業大臣の指示等に従って、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査及び試買検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p>	<p>7.工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務 (1)平成17年10月に施行された新JIS制度に基づく登録認証機関の登録のための調査は、経済産業大臣(又は関東経済産業局長)から指示のあった15件のうち、10件実施(経済産業省との合同)し、その結果を速やかに報告した。未実施の5件は、経済産業省からの現地審査の指示待ちの状況である。 また、経済省からの要請に基づき、経済産業省主催のJASC審査員研修にISO/IEC 17025の解説講師として5名(2回)、日本規格協会主催のJIS品質管理責任者セミナーに同じく8名(7回)派遣し、新JIS制度の普及に貢献した。 (参考資料C-7・8-(1))</p> <p>(2)登録認証機関に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。 試買検査 平成17年7月に第1回試買検査運営委員会を開催し、試買検査対象品目(6品目)及び試験項目について決定。9月に試買検査対象商品の調査、買上、試験の外注、試験結果の取りまとめを行う業者と役務契約を締結し、試買検査を実施。平成18年3月1日に試買検査対象品目の試験に知見を持つ専門家を招致して第2回試買検査運営委員会を開催し、試買検査結果について評価を実施した。3月15日に契約業者から最終報告書の提出を受け、3月31日に経済産業大臣に報告した。</p>																															
<p>8.工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務 工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査を的確に実施する。</p>	<p>8.工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務 (1)工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年法律第95号)による改正前の工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及び認定機関等の業務の状況等进行检查してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p>	<p>8.工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務 (1)工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年法律第95号)による改正前の工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及び認定機関等の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p>	<p>適評</p> <p>8.工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務 (1)工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)に基づく立入検査関係業務については、次のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS工場立入検査 経済産業大臣から指示があった100工場のうち、工場廃止、表示認定辞退した9工場を除く91工場について立入検査を実施し、その結果をすべて3週間以内に報告した。 17年度 91件 16年度 133件 15年度 131件 14年度 145件 13年度 150件</li> <li>・指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関 経済産業大臣から指示があった指定検査機関16機関及び承認検査機関5機関の計21件について立入検査を実施し、その結果を2週間以内に報告した。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>16年度</th> <th>15年度</th> <th>14年度</th> <th>13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定認定機関</td> <td>0件</td> <td>4件</td> <td>1件</td> <td>6件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>承認認定機関</td> <td>0件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>指定検査機関</td> <td>16件</td> <td>16件</td> <td>12件</td> <td>0件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>承認検査機関</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		17年度	16年度	15年度	14年度	13年度	指定認定機関	0件	4件	1件	6件	1件	承認認定機関	0件	2件	2件	1件	0件	指定検査機関	16件	16件	12件	0件	6件	承認検査機関	5件	5件	5件	0件	0件	
	17年度	16年度	15年度	14年度	13年度																													
指定認定機関	0件	4件	1件	6件	1件																													
承認認定機関	0件	2件	2件	1件	0件																													
指定検査機関	16件	16件	12件	0件	6件																													
承認検査機関	5件	5件	5件	0件	0件																													

			(参考資料C-7・8-(1))																																
	<p>(2)工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造品質管理体制、加工品質管理体制等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(3)家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況进行检查してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(4)計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法第168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等进行检查してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p>	<p>(2)工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造品質管理体制、加工品質管理体制等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(3)家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況进行检查してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p> <p>(4)計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法第168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等进行检查してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。</p>	<p>(2)工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示がなかったため、実施していない。</p> <p>(3)家庭用品品質表示法に基づく立入検査については、17年度は経済産業省より立入検査の指示を受けていない。</p> <p>(4)計量法（JCSSを除く。）に基づく立入検査関係業務については、経済産業大臣から指示があった7事業所について立入検査を実施し、その結果を2週間以内に報告した。</p> <table border="0"> <tr><td>17年度</td><td>7件</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>14件</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>12件</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>12件</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>11件</td></tr> </table>	17年度	7件	16年度	14件	15年度	12件	14年度	12件	13年度	11件	生・福																					
17年度	7件																																		
16年度	14件																																		
15年度	12件																																		
14年度	12件																																		
13年度	11件																																		
9. 国際提携関係業務 オーストラリア政府との口上書に基づき、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に従った同国向け自動車及びその部品製造事業者の生産適合検査及びその試験施設検査を的確に実施する。	9. 国際提携関係業務 オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。	9. 国際提携関係業務 オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。	9. 国際提携関係業務 17年度は、オーストラリア当局から生産適合監査（COP）7件及び試験施設検査（TFI）8件の検査依頼があり、その結果をオーストラリア当局から指示されている6週間以内に報告した。	適評	<table border="0"> <tr><td>平成17年度</td><td>COP</td><td>7件</td><td>;</td><td>TFI</td><td>8件</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>COP</td><td>9件</td><td>;</td><td>TFI</td><td>7件</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>COP</td><td>9件</td><td>;</td><td>TFI</td><td>10件</td></tr> <tr><td>平成14年度</td><td>COP</td><td>10件</td><td>;</td><td>TFI</td><td>13件</td></tr> <tr><td>平成13年度</td><td>COP</td><td>10件</td><td>;</td><td>TFI</td><td>10件</td></tr> </table>	平成17年度	COP	7件	;	TFI	8件	平成16年度	COP	9件	;	TFI	7件	平成15年度	COP	9件	;	TFI	10件	平成14年度	COP	10件	;	TFI	13件	平成13年度	COP	10件	;	TFI	10件
平成17年度	COP	7件	;	TFI	8件																														
平成16年度	COP	9件	;	TFI	7件																														
平成15年度	COP	9件	;	TFI	10件																														
平成14年度	COP	10件	;	TFI	13件																														
平成13年度	COP	10件	;	TFI	10件																														